

審 査 メ モ (審査の状況及び論点)

<目次(審議項目)>

Ⅰ 今回申請された変更

(1) 調査事項の変更

2 頁

- ① 「操業水域」を行政記録情報で把握
- ② 漁業調査票(機関・経営体用)の報告者のうち、経営体(大臣許可漁業のみを行う者に限る。)について、原則報告を不要にする

(2) 調査票の審査・集計時に活用が想定される行政記録情報の追記

6 頁

「内水面漁業の振興に関する法律」に基づく農林水産大臣に対する陸上養殖業に係る実績報告等を、審査・集計の際に活用できるものとして、調査計画に追記

(3) 調査の実施期間の変更

8 頁

調査の実施期間を、「調査対象年の翌年 1 月～3 月」から「調査対象年 12 月～翌年 3 月」に拡大

(4) かき類・のり類の養殖業について調査周期等を変更

9 頁

- ① 半期ごとに回答を求めていたものを、暦年分に係る年 1 回の回答に変更(これに合わせ、調査時期を、前記(3)同様、調査対象年 12 月～翌年 3 月に変更)
- ② ①に伴い、集計事項を見直し

Ⅱ 前回答申時に付された検討課題及び対応状況

11 頁

(注) 本調査は、2 種類の調査・4 種類の調査票により行われているが、審査メモにおいて、調査や調査票の名称を記載するときには、以下の略称を用いる。

調査の名称	審査メモで用いる略称
海面漁業漁獲統計調査	海面漁業調査
海面養殖業収獲統計調査	海面養殖業調査

調査票の名称	審査メモで用いる略称
海面漁業漁獲統計調査票(水揚機関用・漁業経営体用)	漁業調査票(機関・経営体用)
海面漁業漁獲統計調査票(一括調査用)	漁業調査票(一括用)
海面養殖業収獲統計調査票(水揚機関用・漁業経営体用)	養殖業調査票(機関・経営体用)
海面養殖業収獲統計調査票(一括調査用)	養殖業調査票(一括用)

I 今回申請された変更内容

(1) 調査事項の変更

(変更内容)

- ① 「操業水域」を行政記録情報で把握（漁業調査票（機関・経営体用））

(審査状況)

ア 本調査の現状

本調査の漁業調査票（機関・経営体用）においては、従前から、魚が世界のどの海で獲れたものであるのかを把握するため、「操業水域」^(注1)を調査事項として設け、操業水域別に、漁業種類（漁業の方法）別・魚種別の漁獲量を回答する形で、調査票が構成されている（図表1の「変更前」を参照）。

しかし、以前から、報告者や統計調査員（本調査では統計調査員が水揚機関である漁業協同組合等（以下「漁協等」という。）のデータを整理して、調査票を作成する場合も多い。）から、操業水域に区分して調査票を作成することについて非常に負担が大きいという意見が寄せられていた。

（注1）「操業水域」とは、国際連合食糧農業機関（FAO）が定める世界の水域区分。日本周辺の海域は「太平洋北西部」に区分され、ほかに、インド洋（東部・西部）や大西洋（北東部・北西部・中東部・中西部・南東部・南西部）などの区分が設けられている（別添資料1参照）。

図表1 漁業調査票（機関・経営体用）の変更

変更後										変更前									
漁業種類		コード								漁業種類		コード							
魚種別漁獲量																			
魚種別漁獲量																			
魚種別漁獲量																			

イ 行政記録情報等の現状

一方、漁業経営体（以下「経営体」という。）に対しては、水産資源の確保等の観点から、漁業法（昭和24年法律第267号）等に基づき、様々な業務報告が求められており、令和2年12月には、

- ・漁獲割当管理区分^(注2)に関する漁獲量等の報告（漁業法第26条第1項）
- ・大臣許可漁業^(注3)における漁業生産の実績報告（漁業法第52条第1項）

などを義務付ける旨の法改正が施行されたところである。

また、この改正に合わせて、農林水産省（水産庁）では、大臣許可漁業に係る報告など、主に農林水産大臣に報告がなされる範囲を中心に電子化が進められており、令和5年度から、これら情報の活用が順次可能となっている。

なお、日本近海以外の遠洋で行う漁業については、専ら大臣許可漁業であり、前記のとおり、報告書の電子化が進んだことにより利用可能とされている。一方で、日本近海や沿岸における漁業の操業水域については、大臣許可漁業以外の漁業も行われているが、操業水域としては、一律に「太平洋北西部」の区分に該当されるものであり、この部分のためだけに、操業水域の回答を維持する必要もなくなっている。

（注2）水産資源を管理する観点から、船舶等ごとに漁獲可能量を割り当てること。

（注3）大臣許可漁業とは、複数県の沖合や外国へ出漁する漁業について国が許可するもの。なお、知事許可漁業とは、都道府県の沖合等で操業する漁業について知事が許可するもの。

ウ 今回の変更内容と審査官室の判断

これらを踏まえて、農林水産省は、今回の変更により、漁業調査票（機関・経営体用）からは「操業水域」の調査事項を削除する計画である（図表1の「変更後」を参照）。

なお、これまで行われていた操業水域別の集計については、電子化された操業水域のデータと、調査から得られるデータを組み合わせることで、これまでと同様の公表を引き続き行うとしている。

今回の見直しは、行政記録情報の活用により、報告負担の軽減を図る一方で、従前の集計を継続するものであることから、その方向性については、おおむね適切と考えるが、操業水域別の具体的な集計方法・手順については、確認する必要がある。

（論点）

○ これまで漁業調査票（機関・経営体用）においては、操業水域別に、漁業種類別・魚種別の漁獲量の回答を求めています。

しかし、今回の変更で「操業水域」が削除されることにより、報告者は、漁業種類が同じであれば、操業水域に関係なく（世界中どこで採れたものであっても）、調査票の同じ列で一括して記入することになります。

今後も操業水域別の集計を行うに当たり、操業水域に関係なく記入されている調査票データを、どのようにして操業水域別に分解するのでしょうか。

(変更内容)

② 漁業調査票（機関・経営体用）の報告者のうち、経営体（大臣許可漁業のみを行う者に限る。）について、原則報告を不要にする

(審査状況)

ア 漁業法に基づく業務報告においては、前記①に記載した「操業水域」だけでなく、漁業種類別（漁業の方法）や漁獲量に関する情報の報告も求められており（参考の法令を参照）、大臣許可漁業など、農林水産大臣に対してなされる報告については電子化が進んだことにより令和5年度からそのデータが活用できる状況となっている。

(参考) 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）

(資源管理の状況等の報告)

第十四条 法（注：漁業法）第五十二条第一項の規定による報告は、次項各号に掲げる事項を記載した報告書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

2 法第五十二条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 許可に係る船舶の名称、総トン数その他当該船舶に関する情報
- 三 許可番号
- 四 報告の対象となる期間
- 五 漁獲量その他の漁業生産の実績
- 六 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況
- 七 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況
- 八 財務の状況
- 九 その他必要な事項

3 第一項の報告書の提出期限及び様式は、農林水産大臣が別に定めて告示する。

これを踏まえ、農林水産省は、漁業調査票（機関・経営体用）の報告者のうち、大臣許可漁業のみを実施している経営体の報告者について、原則として、本調査の報告を求めないことを計画している（図表2の網掛部分）。

図表2 漁業法に基づく業務報告の活用に関する農林水産省の計画

許可区分	操業水域	報告者			
		水揚機関 (漁協等)	経営体 ^(注)		一括調査
			大臣許可のみ を行う経営体	大臣許可以外 を行う経営体	
報告者数（令和4年調査実績）		1,476	7	86	174
漁獲量全体に占める把握ウェイト		95.2%	2.4%	0.8%	1.6%
大臣許可	太平洋北西部以外	引き続き調査で回答	原則、回答不要 (電子化されたデータを活用)	引き続き調査で回答	
大臣許可以外	太平洋北西部		—		

注) 水揚機関で漁業種類別・魚種別の漁獲量が把握できない経営体。例えば、水揚機関を通さずに漁獲した魚の販売を行っている経営体

イ この変更については、行政記録情報等の活用による報告者の負担軽減の観点から、おおむね適当であると考えているが、水揚機関及び大臣許可漁業以外を行っている経営体についても、行政記録情報の活用による負担軽減の余地があると考えられることから、対応が限定的である理由について確認する必要がある。

(論点)

○ 今回の変更により、大臣許可漁業のみを行う経営体については、原則として報告不要とすることとされていますが、このほかに、以下のような形で、更なる負担軽減を図る余地があるのではないのでしょうか。

1 水揚機関については、これまでも操業水域別に回答がなされています。

一方、世界の操業水域のうち、日本近海を含む「太平洋北西部」以外の水域における漁業（いわゆる遠洋における漁業）は、全て大臣許可漁業であるとの説明を受けています。

大臣許可漁業については、必要とされるデータが基本的に電子化され、活用可能とのことを踏まえると、水揚機関に対して、「操業水域が太平洋北西部であるもののみ回答してください。」と指示することで、報告負担を軽減することができるのではないのでしょうか。

2 経営体調査については、経営体が自らの活動状況について回答するものであることを踏まえると、許可別の情報の区分は容易であり、大臣許可漁業以外の漁業を行っている経営体に対して、「大臣許可漁業に係る分を除いて回答してください。」と指示することで、報告負担を軽減することができるのではないのでしょうか。

(2) 調査票の審査・集計時に活用が想定される行政記録情報の追記

(変更内容)

「内水面漁業の振興に関する法律」に基づく農林水産大臣に対する陸上養殖業に係る実績報告等を、審査・集計の際に活用できるものとして、調査計画に追記

(審査状況)

ア 背景事情と変更内容

(ア) 近年、海に面しない内陸において、海面と同様の生育環境を整備した養殖場を設置して海水魚等を養殖するなど、新たな手法を取り入れた養殖業（以下「海水陸上養殖業」という。）が営まれ始めている。

このような状況を踏まえ、農林水産省は、海水陸上養殖業を「内水面漁業の振興に関する法律」（平成 26 年法律第 103 号）に基づき、農林水産大臣に届出を要する業態と定め、その年間実績の報告（以下「法定報告」という。）についても義務づけ、具体的には、令和 5 年度分以降、その実績が順次農林水産大臣に報告される見込みであるとしている。

(イ) 本調査では、従前から、本調査の審査・集計等に活用可能な行政記録情報等について、調査計画において明記しているところであるが（行政記録情報等の概要については、**別添資料 2**を参照）、農林水産省は、前記（ア）の状況を踏まえ、今後、法定報告により得られる情報について、海面に沿う市区町村における養殖業の回答の審査・集計に活用できる情報の一つとして、調査計画に追加する予定である。

イ 計画変更に対する審査官室としての判断

今回予定されている調査計画への法定報告に係る記載の追加については、具体的な活用方法について確認を要すると考えられるものの、統計作成上の取扱いを、より明確にするものであり、変更自体は問題ないと考えている。

ウ 計画変更に伴い、状況の確認が必要な事項

この計画変更について審査する過程で、統計審査官室は、統計整備の観点から、以下のとおり、状況確認が必要な事項を認識するに至った。

(ア) 本調査では、海産物の漁獲・収獲の状況を把握する調査であることから、従前から、地域的範囲を、基本的に「海面に沿う市区町村」（以下「沿海市町村」という。）としてきた。

そのため、沿海市町村の域内であれば、海水陸上養殖業の状況についても、結果として回答に含まれていた。しかし、海に接しない市区町村（以下「内陸市町村」）については、調査対象地域に含まれないことから、海水陸上養殖業について把握されていない（**別添資料 3**を参照）。

一方、別途行われている「内水面漁業生産統計調査」（一般統計調査）においては、養

殖業について、専ら「ます類」「あゆ」「こい」「うなぎ」の養殖（淡水での養殖）を把握対象にしており、海水陸上養殖（海産物等の陸上養殖）は調査対象に含まれていない。

以上から、現状では、海水陸上養殖の国内全体の総量について、統計調査では、十分把握できているとはいえない状況になっている。

（イ）このような状況に対して、農林水産省は、今のところ、内陸市町村の海水陸上養殖業を本調査の対象に追加する予定はない（調査結果にも含まない）としていることから、現時点における見通しについて確認しておく必要がある。

なお、法定報告は、養殖業調査票（機関・経営体用）で設定されている調査事項を網羅しておらず、法定報告のみで、海水陸上養殖業についての本調査と同様の統計を作ることとはできない。

（論点）

- 1 法に基づく実績報告の情報を審査に用いるとのことですが、具体的に、どのように活用することが想定されていますか。
- 2 現在の海面養殖業調査において把握されていない海水陸上養殖業（内陸市町村で行われるもの）の把握について、今後、どのような見通しを有していますか。

(3) 調査の実施期間の変更

(変更内容)

調査の実施期間を、「調査対象年の翌年1月～3月」から「調査対象年 12 月～翌年3月」に拡大

(審査状況)

ア 現行の計画では、調査の実施期間について、調査対象年の翌年1月～3月としている（後記（4）に記載するかき類・のり類の養殖業を除く。）。

しかし、例1のように、同じ県でも、魚種によっては、i) 漁期が1年のうち数か月しかないもの、ii) 調査期間より半年以上早くその年の漁が終わってしまうもの、iii) 調査期間が繁忙期に当たるものがあるほか、例2のように、同じ魚種でも地域により漁期が異なる場合がある。

このような状況を踏まえて、これまでも、地域の実情に応じて、調査実施期間の前から（調査対象年の期間中に）調査を行うとともに、審査・集計のスケジュールにも余裕を持たせていた例があったとのことであり、12月までにその年の漁期が終了するような場合に、調査票を早く配布できるようにするほか、魚種・地域に応じて、地方農政局等が柔軟な対応ができるようにするため、今回の変更により、調査の実施期間を、「調査対象年の翌年1月～3月」から「調査対象年 12 月～翌年3月」に拡大することを計画している。

《例1》同一県（例：京都府の底曳網）における魚種による漁期の違い

魚種	漁期
ホタルイカ	毎年3月～5月
アンコウ・アカムツ（ノドグロ）	毎年9月～11月
ズワイガニ	毎年11月～翌年3月

《例2》同じ魚種（例：ズワイガニ）についての地域による漁期の違い

地域	漁期
石川県	毎年3月～12月（1～2月が禁漁期）
兵庫県香住漁港	毎年9月～翌年5月（6～8月が禁漁期）
鳥取県境港	毎年9月～翌年6月（7～8月が禁漁期）

イ 今回の変更については、このような調査の実態に沿って、調査計画を修正しようとするものであり、適当と考える。

(論点)

特になし

(4) かき類・のり類の養殖業に係る調査周期等の変更

(変更内容)

- ① 半期ごとに回答を求めていたものを、暦年分に係る年1回の回答に変更
(これに合わせ、調査時期を、前記(3)同様、調査対象年12月～翌3月に変更)
- ② ①に伴い、集計事項を見直し

(審査状況)

《①関連》

ア 本調査は、基本的に年次調査として、暦年の実績をまとめて回答する形で行われている。しかし、海面養殖業調査のうち、かき類・のり類の調査に限っては、半期ごとに回答を求める調査として行われており、これまで、前期分(1月～6月分)については7月～9月に、後期分(7月～12月分)については翌年1月～3月に回答期間を設けている。

このような取扱いにしていた理由は、かき類・のり類の調査結果に係る省内の主な利活用部局において、「養殖年」(7月から翌6月を1年とする。)としての利活用があることを踏まえたものであった。

イ しかし、農林水産省は、本件申請において、半期ごとに回答を求める方法を改め、暦年分に係る年1回の回答に変更することを計画しており、これに合わせて、前記(3)の変更同様、調査時期を調査対象年12月～翌3月に変更する計画である。

ウ このうち、調査周期の変更については、

- i) かき類・のり類の調査(報告者数487)の事務負担を軽減しようとするものであること、
- ii) 今回の変更に対して、省内の利活用部局においては、半年ごとの情報把握が継続されるのであれば、年1回にまとめて回答することにしても差し支えない旨の調整ができていること

から、おおむね適当と考える。

エ また、調査時期の変更についても、これまでの後期分(7～12月分)の回答期間である翌年1月～3月を拡大し、調査事務全体の統一性を図るとともに、調査期間に余裕をもって対応できるようにするものと考えられることから、おおむね適当と考える。

オ ただ、この変更に伴う調査票の変更は予定されておらず、かき類・のり類の報告者は、これまで同様、前期分と後期分の回答を別々に作成することが求められる。

そのため、報告者によっては、前期分の回答が作成できているのに提出せず、後期分の報告のときまで保存するような場合も考えられる。

については、半期調査を年次調査にすることに伴う農林水産省における調査事務の変化と、報告者における手間の変化について、確認する必要がある。

《②関連》

ア かき類・のり類の公表については、これまで半期調査であることを踏まえ、**図表3**の「変更前」のように行われていた。

図表3 集計事項の変更

公表の区分	変更前	変更案
概要 (N+1年の5月 公表) (100トン単位)	◆年計 (前年(N年)の1～12月)	◆年計 (前年(N年)の1～12月) ◆半期別集計 (N年の前期・後期) ◆養殖年計 (N-1年の後期、N年の前期の計)
詳細 (N+2年の2月 公表) (1トン単位)	◆年計 (N年の1～12月) ◆半期別集計 (N年の前期・後期、N+1年の前期) ◆養殖年計 (N年の後期、N+1年の前期の計)	◆年計 (前年(N年)の1～12月) ◆半期別集計 (N年の前期・後期) ◆養殖年計 (N-1年の後期、N年の前期の計)

イ しかし、上記①のとおり、年次調査になることで、最新(N+1年)の前期分の情報の提出期限が後期分の情報とともに3月になることから、2月の公表に活用できなくなる(全体のスケジュールについては、**別添資料4**参照)。そのため、これまで同様の養殖年計(N年の後期、N+1年の前期の計)の公表ができなくなる。

そこで、農林水産省は、表の「変更案」のとおり、詳細集計のみで公表していたかき類・のり類に係る「半期別集計」と「養殖年計」(7月～翌6月の合計)について、毎年5月の概要公表でも公表することを計画している。

ウ これについて、**図表3**の詳細公表の部分単純に比較すると、養殖年計のデータの提供が1年遅れになるように見える。しかし、**別添資料4**のとおり、詳細結果が公表された3か月後には、次期の概要が公表され、その中で、今回の変更により、次期(N年の後期、N+1年の前期の計)の養殖年計の公表が予定されている。そのため、最新の養殖年計のデータ利用が大幅に遅れるものではない。

このように、今回の変更は、概要段階の集計を充実させることで、調査周期が年次調査になることに伴う公表上のデメリット(「養殖年計」の利用可能時期の遅れ)を最小限にとどめようとするものであり、適当と考えられる。

(論点)

《①関連》

- 半期ごとに回答負担が分散していたものを集約することですが、調査票はこれまでと同じものを使い、一括して提出を求めるとしています。1月～6月分の調査票について、7月～12月分を提出するときまで調査票を作成するための資料を保管する手間など、逆に、報告者の負担増になるのではないのでしょうか。

Ⅱ 前回答申で示された「今後の課題」への対応状況について

本調査については、前回答申（諮問第 115 号の答申・平成 30 年 7 月 20 日付け統計委第 6 号）において、以下の課題が指摘されている。

（１）定期的な調査計画の見直し

- ・ 本調査については、前回答申から10年以上が経過しての大幅な調査計画の変更であり、本調査を取り巻く環境やニーズも大きく変化している状況
⇒ このため、本調査を取り巻く環境や利活用ニーズの変化の把握に努め、定期的かつ適切に調査計画の見直しを行う必要がある

（２）都道府県等が把握している漁獲量等データの公表等の検討

- ・ 本調査では、今回、市町村別調査の廃止に伴う漁業種類別、魚種別漁獲量及び養殖魚種別収獲量の市町村別表章を廃止
- ・ この市町村別表章の廃止に当たり、農林水産省が行ったアンケートでは都道府県が独自に漁獲量等に係るデータを保有している事例も明らかとなった
- ・ 本調査における市町村別表章が廃止される中、都道府県等が独自に保有するデータは、統計利用者にとって有用な情報となることが想定される
⇒ 都道府県や市町村が保有する漁獲量等データの所在案内等、広く統計利用者の利便性に配慮した更なる取組について検討・実施する必要がある

（審査状況）

ア （１）の課題は、前回諮問に係る変更が、現在の統計法が平成 21 年に全面施行されて以降、初めての諮問であったことを踏まえ、将来に向けて、環境変化を踏まえた適時適切な計画の変更を求める趣旨で示されたものであり、具体的な検討事項を特定した指摘ではなかった。

しかし、本調査については、その後、活用可能な行政記録情報の追記、電子メールを用いたオンライン回答の追加など、4 度の変更（令和元年度、令和 2 年度、令和 3 年度、令和 5 年度。いずれについても、結果として、統計委員会の諮問にかからない変更として対応）がなされているところであり、農林水産省は、今回の変更申請を含め、今後も、省内の利活用部局との協議を定期的に行いつつ、適時調査計画の見直しを行っていくとしている。

したがって、課題の趣旨も踏まえ、今後も適切な対応が期待されることから、適当と考える。

イ （２）については、本調査の集計事項の見直しに関連し、地方公共団体が独自に有する関連情報の積極的な活用が図れるよう、農林水産省としても対応することを求めるものとして示された課題である。

この課題について、農林水産省は、

- i) 都道府県等において本調査とは別に公表されている漁獲量（水揚げ量）等のデータの所在URLを、海面漁業生産統計調査のホームページに掲載し、本調査の利用者が、容易に地方公共団体のデータにもアクセスできるよう対応（令和6年6月対応済）するとともに（別添資料5参照）、
- ii) 都道府県等に対し、独自に保有する漁獲量（水揚量）等のデータの整備や公表について、引き続き協力依頼を行うこととしている。

これらの対応については、今回の変更申請を機に取り組まれた対応であり、課題が示されてから、かなり時間を経過しているものではあるが、統計情報の利活用の拡大に資するものであり、対応としては適切であると考えている。

（論点）

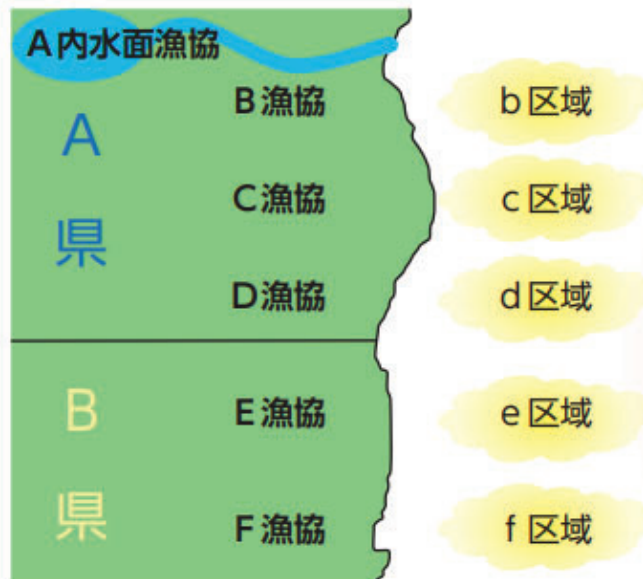
特になし

漁業法における漁業許可制度

- 漁業法における漁業許可制度とは、漁業調整の観点から、特定の漁業を営むに当たって、農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないとする制度。
- 特に、船舶により行う漁業であって、下記に該当するものを営もうとする者は、船舶ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならない。(＝大臣許可漁業)
 - ① 漁業調整のため制限措置を講ずる必要があること
 - ② 国際約束の取決めが存在するか、漁場の区域が広域にわたることのいずれかに該当すること

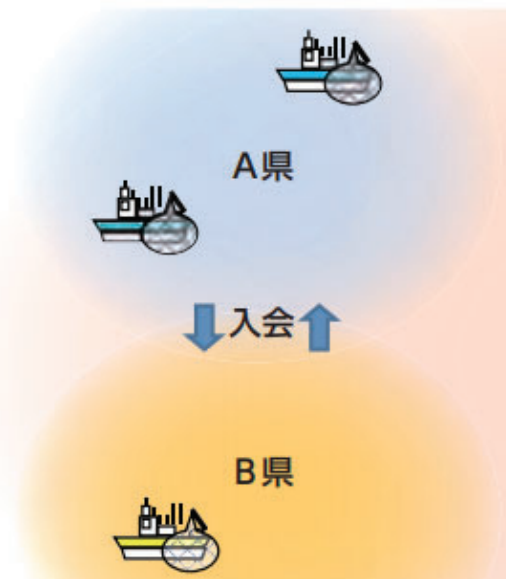
漁業権漁業

知事が漁協又は個人・法人に対し、特定の沿岸漁業・養殖業等を排他的に営む権利を免許



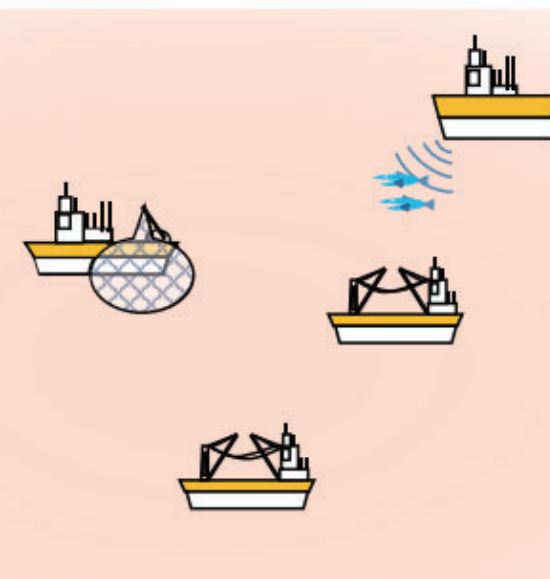
知事許可漁業

都道府県の沖合等で操業する漁業について知事が許可



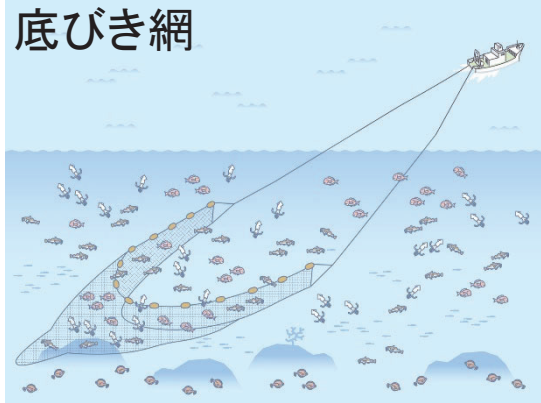
大臣許可漁業

複数県の沖合や外国へ出漁する漁業について国（農林水産大臣）が許可

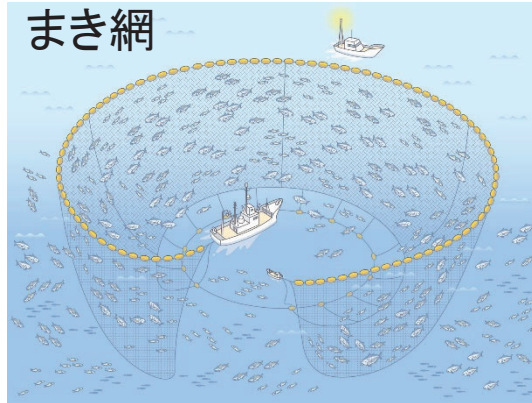


漁業の操業概念図

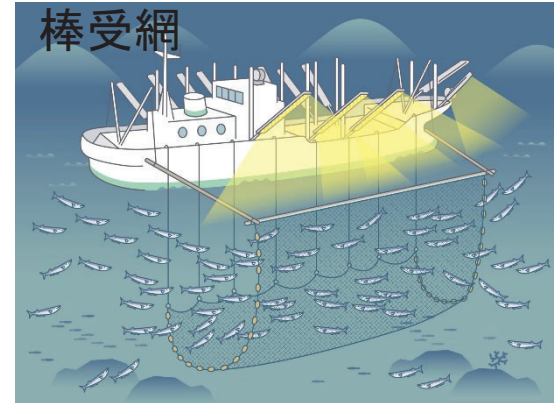
底びき網



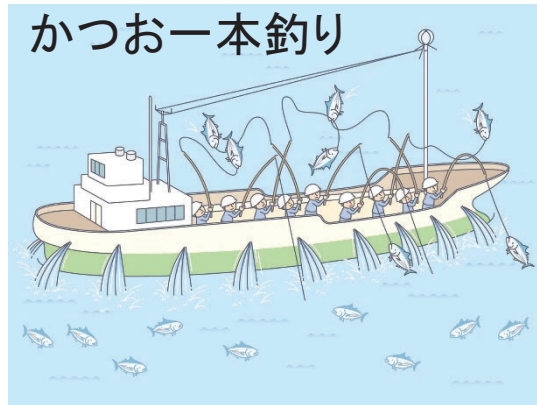
まき網



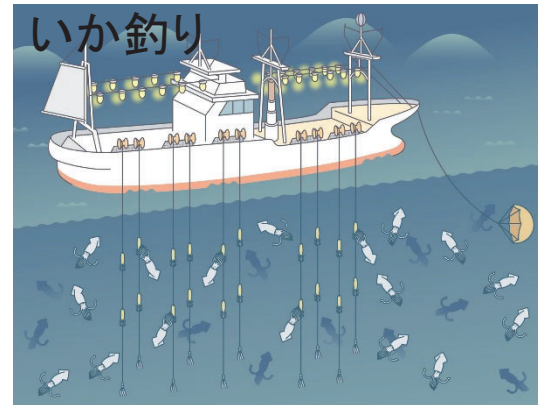
棒受網



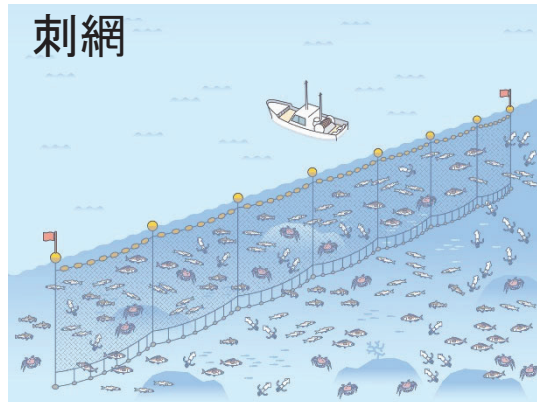
かつお一本釣り



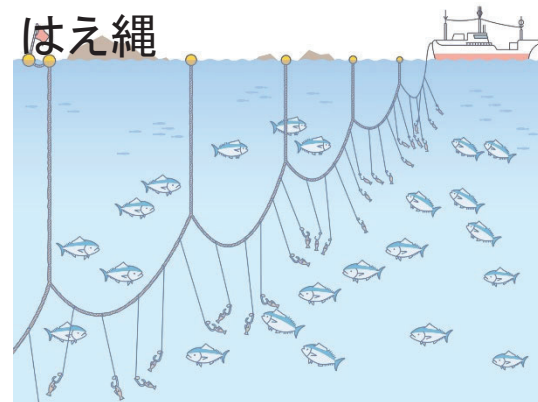
いか釣り



刺網



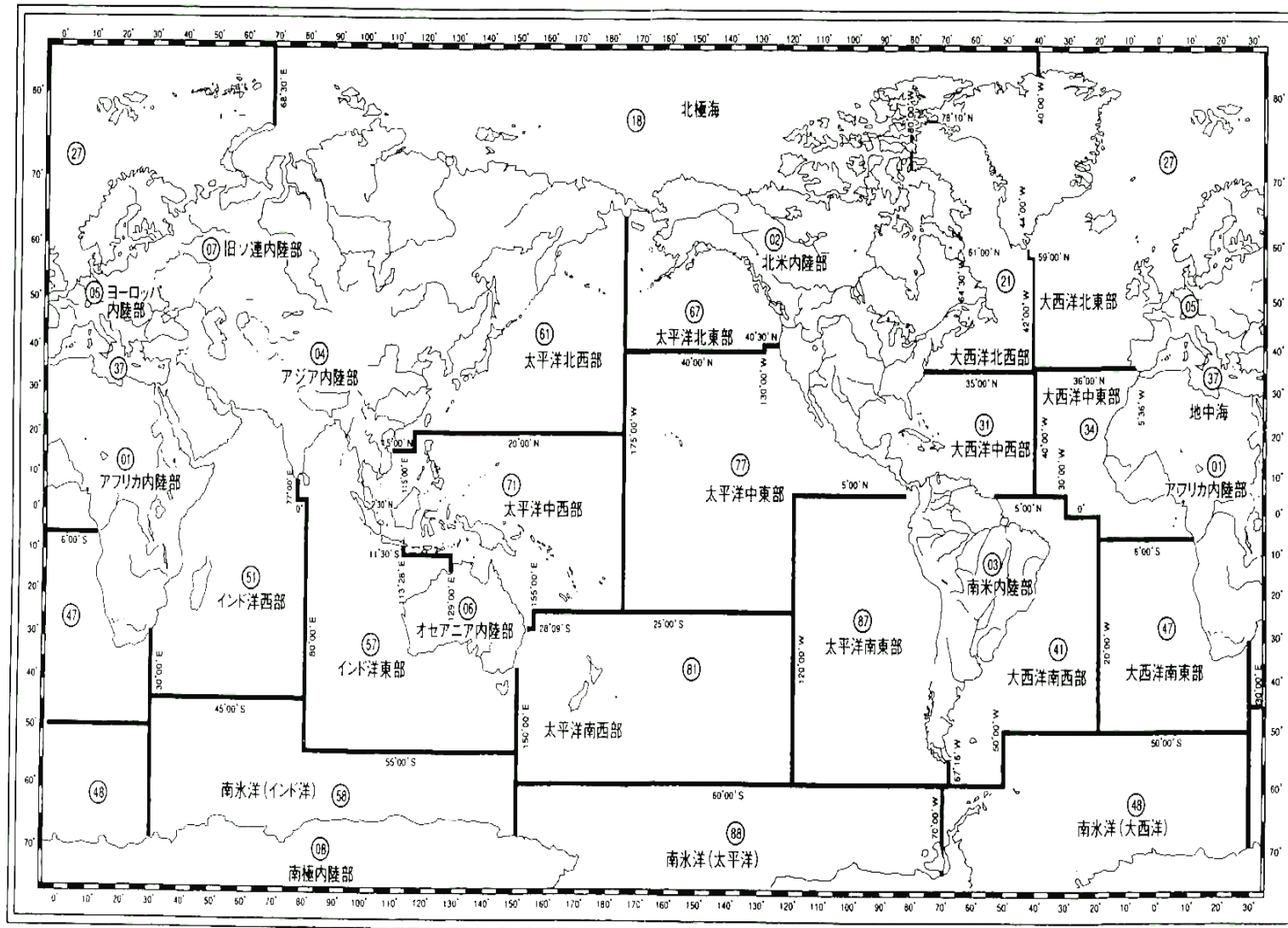
はえ縄



漁業・養殖業水域別生産統計の世界水域区分図

(別添資料 1)

図中の○付数字は、国際連合食糧農業機関 (F A O) の水域区分番号である。



(別添資料 2)

◆漁業法（昭和24年法律第267号）

漁業法（昭和27年法律第207号）

区分	条項	報告者	報告内容	報告先
大臣許可漁業・知事許可漁業	26条 1 項	年次漁獲割当量設定者	漁獲割当管理区分における特定水産資源の漁獲量等	（大臣管理区分）農林水産大臣
				（知事管理区分）都道府県知事
	30条 1 項	漁獲割当管理区分以外の管理区分において特定水産資源の採捕をする者	漁獲割当管理区分以外の管理区分における特定水産資源の漁獲量等	（大臣管理区分）農林水産大臣
				（知事管理区分）都道府県知事
	52条 1 項	大臣許可漁業の許可を受けた者	大臣許可漁業における漁業生産の実績等 <u>（法§26④、30④で報告した事項は除く）</u>	農林水産大臣
	58条（52条の準用規定）	知事許可漁業の許可を受けた者	知事許可漁業における漁業生産の実績等 <u>（法§26④、30④で報告した事項は除く）</u>	都道府県知事
漁業権漁業	90条	漁業権の免許を受けた者	漁業権の内容である漁業の漁獲量等	都道府県知事
	183条			農林水産大臣 （漁場が二以上の都道府県知事の管轄に属し、又は漁場の管轄が明確でないときであって、農林水産大臣自らが知事の権限を行うこととした場合）
－	176条 1 項	（農林水産大臣又は都道府県知事による包括的な報告徴収権を定めた規定）		

◆漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）

区分	条項	報告者	報告内容	報告相手
届出漁業	78条 1 項	農林水産大臣への届出をした者 ＜該当する漁業＞ 一 沿岸まぐろはえ縄漁業 二 小型するめいか釣り漁業 三 暫定措置水域沿岸漁業等	届出に係る漁業の漁獲成績報告書	農林水産大臣

(別添資料 3)

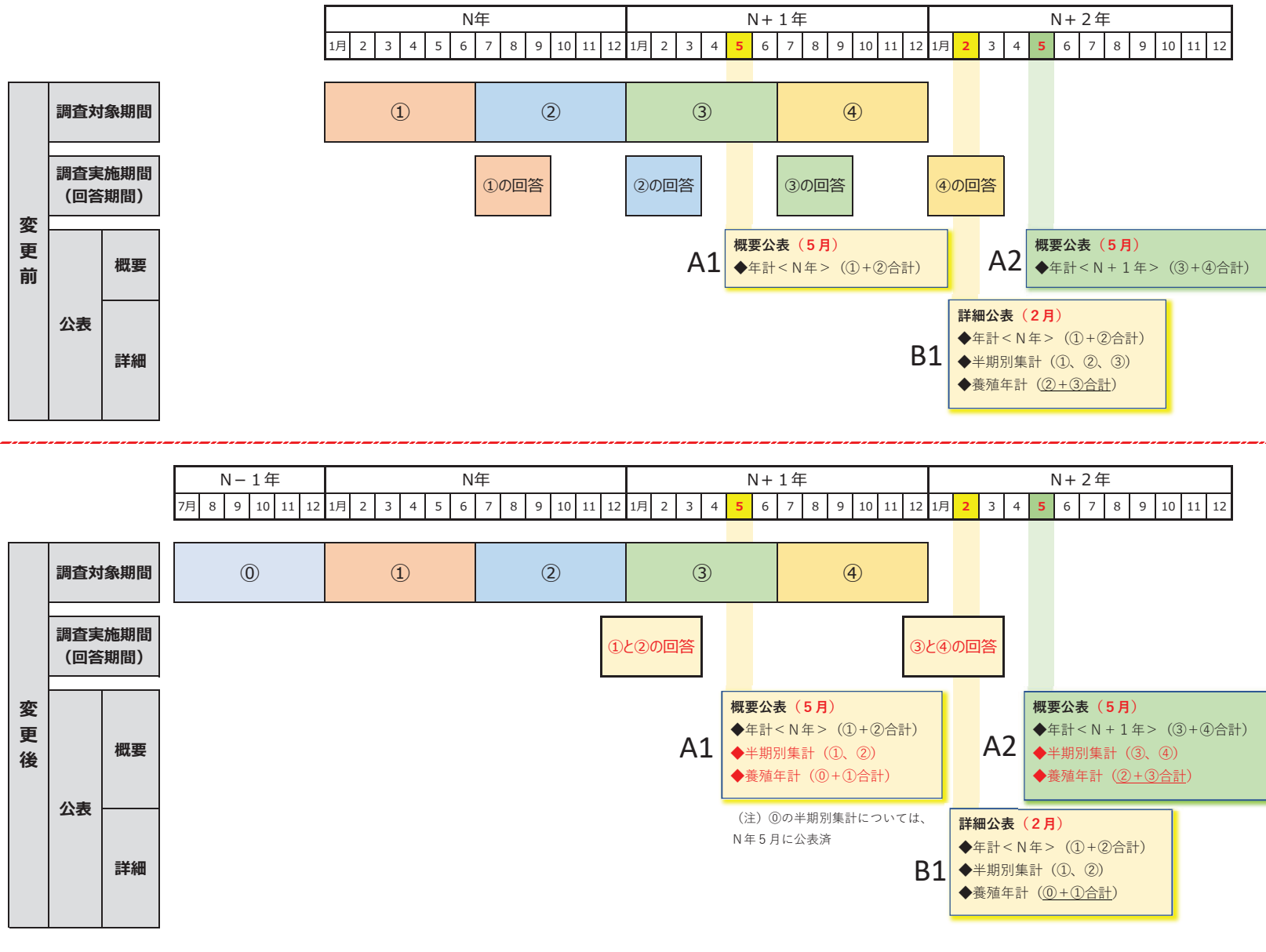
本調査と法定報告における海水陸上養殖業の把握状況

区分	海あり県（例：千葉県）		海なし県（例：滋賀県）
	沿海市町村	内陸市町村	内陸市町村
海面養殖業調査	調査対象 ①水揚機関を経由して出荷している場合には、海水陸上養殖分は含まれている。 ②経営体調査には、海水陸上養殖業の経営体は含まれている	× 調査の対象地域に該当せず、海水陸上養殖業の実績について把握されていない （注）「内水面漁業生産統計調査」（一般統計調査）においては、養殖業について、専ら「ます類」「あゆ」「こい」「うなぎ」の養殖を把握対象にしていることから、海産物を養殖する海水陸上養殖業は把握していない	×
陸上養殖業に係る法定報告	報告義務（令和 5 年度実績以降） （注：海面養殖業調査票の調査事項を網羅していない）		

※農林水産省回答に基づき作成

(参考) かき類・のり類の養殖に係る調査スケジュール

(別添資料 4)



○各県情報のリンク公表ページ（農林水産省HP）

農林水産省

[English](#) [キッズサイト](#) [サイトマップ](#) [文字サイズ](#)

標準

大きく

[逆引き事典から探す](#)

[組織別から探す](#)

[キーワードから探す](#)

Google 提供

検索

会見・報道・広報

政策情報

統計情報

申請・お問い合わせ

農林水産省について

ホーム > 統計情報 > 分野別分類/水産 > 海面漁業生産統計調査 > 都道府県が公表している水産統計データ

都道府県が公表している水産統計データ

各都道府県の名称を選択いただくと、当該都道府県の水産統計データ（漁獲量等）関連ページに遷移します。

なお、リンク先のホームページの水産統計データ（漁獲量等）は、主として当該都道府県が独自に調査した結果等となりますので、ご利用にあたってはご注意ください。

都道府県リンク（外部リンク）

北海道	岩手県		秋田県	
北海道	岩手県 岩手大漁ナビ	岩手県 秋さけ漁獲速報	秋田県 漁獲情報	秋田県 漁況旬報
山形県			福島県	静岡県
山形県 最近の水揚げ	山形県 漁況・海況	山形県 山形県の水産	福島県	静岡県
石川県	福井県	福岡県		
石川県	福井県	福岡県		

お問合せ先

大臣官房統計部生産流通消費統計課

担当者：漁業生産統計班
代表：03-3502-8111（内線3687）
ダイヤルイン：03-3502-8094